

見直し案

第1章 計画の基本事項

第3節 計画期間 (P3)

元号の見直し

令和2年度～令和10年度

第2章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状

表 2-2 ごみの収集方式 (P8)

区分	収集方式	収集回数	収集形態	収集体制
もやすごみ	ステーション方式	週2回	指定袋	市・委託
もやさないごみ	ステーション方式	週1回	コンテナ	市・委託
資源A	ステーション方式	月1回	紐十字縛り	市・委託・
資源B	ステーション方式	月2回	古着：袋	西宮古紙リサイクル協力会
ペットボトル	ステーション方式	月2回	コンテナ	市・委託
その他ブラ	ステーション方式	週1回	指定袋	市・委託
粗大ごみ	戸別収集	随時	—	市
死獣・汚物	戸別収集	随時	—	委託

現行

第1章 計画の基本事項

第3節 計画期間 (P3)

元号の見直し

平成32年度～平成40年度

第2章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状

表 2-2 ごみの収集方式 (P8)

区分	収集方式	収集回数	収集形態	収集体制
もやすごみ	ステーション方式	週2回	袋	市・委託
もやさないごみ	ステーション方式	週1回	コンテナ	市・委託
資源A	ステーション方式	月1回	紐十字縛り	市・委託・
資源B	ステーション方式	月2回	古着：袋	西宮古紙リサイクル協力会
ペットボトル	ステーション方式	月2回	コンテナ	市・委託
その他ブラ	ステーション方式	週1回	透明袋	市・委託
粗大ごみ	戸別収集	随時	—	市
死獣・汚物	戸別収集	随時	—	委託

見直し案

第3章 ごみ処理の将来目標
 第3節 計画目標
 元号の見直し (P33~P36)
~~令和~~5年度 ~~令和~~10年度

2. 数値目標

(3) 温室効果ガス排出量（廃棄物処理時における） (P33)

目標③ 温室効果ガス排出量：64,041t-CO₂→52,000t-CO₂ (18.8%削減)

考え方：生活系ごみ排出量、事業系ごみ排出量の減量、リサイクル率向上の施策を実施することにより、焼却施設の煙突から排出される温室効果ガスは18.8%削減されます。

指標	目標値		
	平成28年度 (実績)	令和5年度(2023) (中間目標年度)	令和10年度(2028) (計画目標年度)
温室効果ガス排出量	64,041t-CO ₂	57,148t-CO ₂	52,000t-CO ₂
		6,983t-CO ₂ 削減 (10.8%削減)	12,041t-CO ₂ 削減 (18.8%削減)

現行

第3章 ごみ処理の将来目標
 第3節 計画目標
 元号の見直し (P33~P36)
~~平成~~35年度 ~~平成~~40年度

2. 数値目標

(3) 温室効果ガス排出量（廃棄物処理時における） (P33)

目標③ 温室効果ガス排出量：44,953t-CO₂→32,322t-CO₂ (28.4%削減)

考え方：生活系ごみ排出量、事業系ごみ排出量の減量、リサイクル率向上の施策を実施することにより、焼却施設の煙突から排出される温室効果ガスは28.4%削減されます。

指標	目標値		
	平成28年度 (実績)	平成35年度(2023) (中間目標年度)	平成40年度(2028) (計画目標年度)
温室効果ガス排出量	44,953t-CO ₂	37,759t-CO ₂	32,322t-CO ₂
		7,194t-CO ₂ 削減 (16.0%削減)	12,631t-CO ₂ 削減 (28.4%削減)

見直し案	現行								
<p>第4章 目標達成に向けた施策 第2節 基本方針2 基本方針2 分別の徹底とリサイクルの推進 (P41)</p> <p>施策1 「分別の徹底」について</p> <p>◇市民 分別排出のルール厳守を継続することに努めます。 【市民の役割】 ○排出・分別ルールの厳守 ○環境学習講座や施設見学会に積極的に参加</p> <p>◇事業者 古紙の分別や産業廃棄物を分別することにより、ごみの減量に努めます。 【事業者の役割】 ○産業廃棄物の適正処理や法令厳守 ○廃棄物管理責任者や従業員などへの啓発・教育の実施 ○再資源化可能な古紙類の分別排出の徹底 ○環境学習講座や施設見学会の開催及び参加</p> <p>◇行政 市民、事業者にごみ処理についての広報・啓発、学びの場の提供や古紙類及びその他プラの分別しやすい環境を提供します。 【行政の役割】 ○分別ルール、適正処理の広報・啓発、学びの場の提供 ○不動産業者等と連携したごみ分別ガイドブック・チラシ等の配布 ○再資源化可能な古紙類の分別排出を促す仕組みづくり ○プラスチックごみの発生抑制・再資源化の推進</p>	<p>第4章 目標達成に向けた施策 第2節 基本方針2 基本方針2 分別の徹底とリサイクルの推進 (P41)</p> <p>施策1 「分別の徹底」について</p> <p>◇市民 分別排出のルール厳守を継続することに努めます。 【市民の役割】 ○排出・分別ルールの厳守 ○環境学習講座や施設見学会に積極的に参加</p> <p>◇事業者 古紙の分別や産業廃棄物を分別することにより、ごみの減量に努めます。 【事業者の役割】 ○産業廃棄物の適正処理や法令厳守 ○廃棄物管理責任者や従業員などへの啓発・教育の実施 ○古紙の分別 ○環境学習講座や施設見学会の開催及び参加</p> <p>◇行政 市民、事業者にごみ処理についての広報・啓発、学びの場の提供や古紙類及びその他プラの分別しやすい環境を提供します。 【行政の役割】 ○分別ルール、適正処理の広報・啓発、学びの場の提供 ○不動産業者等と連携したごみ分別ガイドブック・チラシ等の配布 ○古紙類、その他プラ、食品廃棄物を分別しやすい環境「づくり ○指定ごみ袋等の導入検討</p>								
<p>取り組み例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="129 1114 936 1155">市処理施設への事業系古紙類の搬入規制</th> <th data-bbox="945 1114 1122 1155">対象となるごみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="129 1161 936 1393"> <p>市内事業者に対して再資源化が可能な古紙類の分別排出の徹底を呼びかけるとともに、市処理施設への再資源化が可能な古紙類の搬入を禁止することにより、市全体のごみ総排出量の減量および資源化率の向上を図ります。</p> <p>■実施開始時期：令和7年1月（予定）</p> <p>■規制対象となる古紙類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴い発生する紙くすのうち、一般廃棄物に該当するもの ・上記のうち、再資源化が可能なもの </td> <td data-bbox="945 1161 1122 1393"> <p>事業系ごみ</p> </td> </tr> </tbody> </table>	市処理施設への事業系古紙類の搬入規制	対象となるごみ	<p>市内事業者に対して再資源化が可能な古紙類の分別排出の徹底を呼びかけるとともに、市処理施設への再資源化が可能な古紙類の搬入を禁止することにより、市全体のごみ総排出量の減量および資源化率の向上を図ります。</p> <p>■実施開始時期：令和7年1月（予定）</p> <p>■規制対象となる古紙類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴い発生する紙くすのうち、一般廃棄物に該当するもの ・上記のうち、再資源化が可能なもの 	<p>事業系ごみ</p>	<p>取り組み例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1162 1114 1968 1155">ごみ分別ガイドブック・チラシ等の配布</th> <th data-bbox="1977 1114 2154 1155">対象となるごみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1162 1161 1968 1393"> <p>【不動産業者等から市民へ配布】 —部屋の明け渡し時に、町名別の収集曜日が記載されたごみ分別ガイドブックやチラシを配布する仕組みづくりを検討します。</p> <p>【転入届け時に市から市民へ配布】 —転入届提出時に、ごみ分別ガイドブックやチラシ等を配布します。</p>  </td> <td data-bbox="1977 1161 2154 1393"> <p>生活系ごみ</p> </td> </tr> </tbody> </table>	ごみ分別ガイドブック・チラシ等の配布	対象となるごみ	<p>【不動産業者等から市民へ配布】 —部屋の明け渡し時に、町名別の収集曜日が記載されたごみ分別ガイドブックやチラシを配布する仕組みづくりを検討します。</p> <p>【転入届け時に市から市民へ配布】 —転入届提出時に、ごみ分別ガイドブックやチラシ等を配布します。</p> 	<p>生活系ごみ</p>
市処理施設への事業系古紙類の搬入規制	対象となるごみ								
<p>市内事業者に対して再資源化が可能な古紙類の分別排出の徹底を呼びかけるとともに、市処理施設への再資源化が可能な古紙類の搬入を禁止することにより、市全体のごみ総排出量の減量および資源化率の向上を図ります。</p> <p>■実施開始時期：令和7年1月（予定）</p> <p>■規制対象となる古紙類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴い発生する紙くすのうち、一般廃棄物に該当するもの ・上記のうち、再資源化が可能なもの 	<p>事業系ごみ</p>								
ごみ分別ガイドブック・チラシ等の配布	対象となるごみ								
<p>【不動産業者等から市民へ配布】 —部屋の明け渡し時に、町名別の収集曜日が記載されたごみ分別ガイドブックやチラシを配布する仕組みづくりを検討します。</p> <p>【転入届け時に市から市民へ配布】 —転入届提出時に、ごみ分別ガイドブックやチラシ等を配布します。</p> 	<p>生活系ごみ</p>								

見直し案	現行
<p>第4章 目標達成に向けた施策 第2節 基本方針2 基本方針2 分別の徹底とリサイクルの推進 (P42)</p> <p>施策2 「リサイクルの推進」について</p> <p>◇市民 集団回収への参加、店頭回収の利用により、リサイクルの推進に努めます。 【市民の役割】 ○店頭回収の利用 ○集団回収への参加</p> <p>◇事業者 店頭回収実施の協力や、古紙、食品廃棄物の民間リサイクルルートの活用を促すことで、リサイクルの推進に努めます。 【事業者の役割】 ○店頭回収実施の協力 ○古紙、食品廃棄物の民間リサイクルルートの活用</p> <p>◇行政 集団回収団体の奨励や店頭回収の利用促進や分別排出された資源を効率よくリサイクルできる環境を提供します。 【行政の役割】 ○集団回収団体の活動促進や奨励 ○店頭回収の利用促進 ○資源物持去り行為禁止の徹底 ○古紙類、その他プラ、食品廃棄物をリサイクルしやすい環境づくり <u>○事業系古紙の民間リサイクルルートの確立</u> ○常設リサイクルステーションの設置 ○びんのリサイクル率の向上</p>	<p>第4章 目標達成に向けた施策 第2節 基本方針2 基本方針2 分別の徹底とリサイクルの推進 (P42)</p> <p>施策2 「リサイクルの推進」について</p> <p>◇市民 集団回収への参加、店頭回収の利用により、リサイクルの推進に努めます。 【市民の役割】 ○店頭回収の利用 ○集団回収への参加</p> <p>◇事業者 店頭回収実施の協力や、古紙、食品廃棄物の民間リサイクルルートの活用を促すことで、リサイクルの推進に努めます。 【事業者の役割】 ○店頭回収実施の協力 ○古紙、食品廃棄物の民間リサイクルルートの活用</p> <p>◇行政 集団回収団体の奨励や店頭回収の利用促進や分別排出された資源を効率よくリサイクルできる環境を提供します。 【行政の役割】 ○集団回収団体の活動促進や奨励 ○店頭回収の利用促進 ○資源物持去り行為禁止の徹底 ○古紙類、その他プラ、食品廃棄物をリサイクルしやすい環境づくり ○（新規） ○常設リサイクルステーションの設置 ○びんのリサイクル率の向上</p>

見直し案

参考：現状の施策一覧（P48・P49）

施策種別	施策の名称	施策の内容
広報・啓発活動	ごみ減量等推進員制度	ごみ減量・リサイクルの地域リーダーとして 534 名(平成 30 年度)が活動（平成 8 年度から実施）
		ごみ減量・資源化に関する研修会の開催
	家電品等のリサイクルに関する普及啓発	家電リサイクル法による家電対象品、再生資源有効利用促進法に基づくパソコン等、市が収集・処分できないものに関するリサイクル、処分方法の普及啓発
	ごみの減量・リサイクルに関する普及活動	リサイクルについての総合的な啓発施設（リサイクルプラザ）を設置（平成 11 年度竣工）し、粗大ごみの展示や修理、再生利用、リサイクル品を提供する「いきいきごみ展」、情報提供等を実施
		ごみ減量やリサイクル、環境美化などを普及啓発する「環境美化ポスター展」の開催
		「西宮市レジ袋削減推進委員会*」を設置し、協定締結やレジ袋の削減キャンペーンを実施（平成 20 年度から実施）
	啓発情報の発信	市政ニュースやホームページ等への掲載
		「ハローごみ」等の啓発冊子やピラ、ポスターの作成・配布、「ごみ巡回相談」等の実施
		「事業系廃棄物適正処理ハンドブック」の作成・配布
	地域清掃活動	6 月と 12 月に、地域主体で散乱ごみを一斉清掃する「わがまちクリーン大作戦」を実施
環境美化啓発の一環としてポイ捨て防止を呼びかける「クリーンアップひょうごキャンペーン」を実施		
資源の持ち去り行為の防止	資源の持ち去り禁止条例の制定や啓発活動により、持ち去りを行えない環境づくりの推進（平成 29 年度から実施）	
不法投棄対策	国・県・市の関係 16 機関で「不法投棄防止協議会」を設置し、防止策・啓発方法の検討や、パトロール・不良ごみステーションの巡回清掃を実施（平成 6 年度から実施）	
	ごみ拾いアプリ「西宮市版ピリカ」の導入（令和 2 年度から実施）	
環境学習活動	出前授業	市職員が市内の小学校に出向き、環境学習授業を実施
	施設見学会	ごみ処理・リサイクルに関する知識と理解を深めるために、ごみ処理施設見学の実施
	巡回相談	ごみの分別・処理をテーマにした講義の実施、学びの場の提供

現行

参考：現状の施策一覧（P48・P49）

施策種別	施策の名称	施策の内容
広報・啓発活動	ごみ減量等推進員制度	ごみ減量・リサイクルの地域リーダーとして 534 名(平成 30 年度)が活動（平成 8 年度から実施）
		ごみ減量・資源化に関する研修会の開催
	家電品等のリサイクルに関する普及啓発	家電リサイクル法による家電対象品、再生資源有効利用促進法に基づくパソコン等、市が収集・処分できないものに関するリサイクル、処分方法の普及啓発
	ごみの減量・リサイクルに関する普及活動	リサイクルについての総合的な啓発施設（リサイクルプラザ）を設置（平成 11 年度竣工）し、粗大ごみの展示や修理、再生利用、リサイクル品を提供する「いきいきごみ展」、情報提供等を実施
		ごみ減量やリサイクル、環境美化などを普及啓発する「環境美化ポスター展」の開催
		「西宮市レジ袋削減推進委員会*」を設置し、協定締結やレジ袋の削減キャンペーンを実施（平成 20 年度から実施）
	啓発情報の発信	市政ニュースやホームページ等への掲載
		「ハローごみ」等の啓発冊子やピラ、ポスターの作成・配布、「ごみ巡回相談」等の実施
		（新規）
	地域清掃活動	6 月と 12 月に、地域主体で散乱ごみを一斉清掃する「わがまちクリーン大作戦」を実施
環境美化啓発の一環としてポイ捨て防止を呼びかける「クリーンアップひょうごキャンペーン」を実施		
資源の持ち去り行為の防止	資源の持ち去り禁止条例の制定や啓発活動により、持ち去りを行えない環境づくりの推進（平成 29 年度から実施）	
不法投棄対策	国・県・市の関係 16 機関で「不法投棄防止協議会」を設置し、防止策・啓発方法の検討や、パトロール・不良ごみステーションの巡回清掃を実施（平成 6 年度から実施）	
	監視カメラを不法投棄多発地点に設置して監視を強化	
環境学習活動	出前授業	市職員が市内の小学校に出向き、環境学習授業を実施
	施設見学会	ごみ処理・リサイクルに関する知識と理解を深めるために、ごみ処理施設見学の実施
	巡回相談	ごみの分別・処理をテーマにした講義の実施、学びの場の提供

見直し案			現行		
施策種別	施策の名称	施策の内容	施策種別	施策の名称	施策の内容
生活系ごみ 排出抑制・ 資源化	指定袋制度の導入	もやすごみとその他プラの排出時に使用するごみ袋を市が指定するごみ袋に限定(令和4年度から実施)	生活系ごみ 排出抑制・ 資源化	(新規)	(新規)
	生ごみの減量	「生ごみ3きり運動*」の推進(平成29年度から実施)		生ごみの減量	生ごみなどの食品ロス削減に向けた「生ごみ3きり運動*」の推進(平成29年度から実施)
		フードドライブの実施(平成29年度から実施)			フードドライブの実施(平成29年度から実施)
		西宮市食品ロス削減パートナー制度(令和3年度から実施)			(新規)
	集団回収活動等への支援	一般家庭から排出される再生資源の集団回収を実施する地域団体等に奨励金を交付(平成9年度から実施)		集団回収活動等への支援	一般家庭から排出される再生資源の集団回収を実施する地域団体等に奨励金を交付(平成9年度から実施)
	ごみの資源化	ペットボトルの分別収集・資源化(平成11年度から実施)		ごみの資源化	ペットボトルの分別収集・資源化(平成11年度から実施)
その他プラの分別収集・資源化(平成25年度から実施)		その他プラの分別収集・資源化(平成25年度から実施)			
使用済小型家電の拠点回収・資源化(平成29年度から実施)		使用済小型家電の拠点回収・資源化(平成29年度から実施)			
民間事業者との連携 によるリユース推進	古紙回収拠点の設置(令和4年度から実施)	不用品交換システム	(新規)	電話やインターネットを利用した「Eコウ館」を市で運営し、市民間での不用品交換を仲介	
	繰り返し利用可能な容器にて商品を販売する循環型ショッピングプラットフォーム「Loop」の導入(令和4年度から実施)		民間企業が展開するプラットフォーム「おいくら」「ジモティー」・「メルカリ」を活用した市民のリユース活動を促進(令和4年度から実施)		
事業系ごみ 排出抑制・ 資源化	事業系ごみの有料化	従量制による処理手数料の徴収・排出抑制	事業系ごみ 排出抑制・ 資源化	事業系ごみの有料化	従量制による処理手数料の徴収・排出抑制
	指定袋制度の導入	可燃ごみの排出時に使用するごみ袋を市が指定するごみ袋に限定(令和4年度から実施)		(新規)	(新規)
	事業系ごみの減量・ 資源化	特定事業者に対する、事業系ごみの処理・再生利用に関する計画書及び実績報告書の提出とごみ排出状況等の把握		事業系ごみの減量・ 資源化	特定事業者に対する、事業系ごみの処理・再生利用に関する計画書及び実績報告書の提出とごみ排出状況等の把握
		多量排出事業者や不適正処理事業者への立入調査及び助言・指導			ごみ排出量が著しく多い、また再資源化の進まない事業所への助言・指導
		事業系一般廃棄物「ごみ減量・再資源化」研修会の開催			事業系一般廃棄物「ごみ減量・再資源化」研修会の開催
	事業系古紙の資源化	古紙の分別排出の徹底及び減量に関する周知啓発・指導 古紙回収拠点の設置(令和4年度から実施)		古紙リサイクルマニ ュアル作成	オフィスでの古紙回収の促進、紙ごみ大量排出事業者に対する減量啓発・指導
	搬入ごみ展開検査	ごみ搬入事業者に対する搬入ごみ展開検査の実施(平成24年度から実施)		搬入ごみ展開検査	ごみ搬入事業者に対する搬入ごみ展開検査の実施(平成24年度から実施)
	店頭回収への協力	販売店の店頭での紙パック等の回収運動について広報等に協力		販売店での資源回収 協力	販売店での牛乳パック・ペットボトル等の回収運動について広報等に協力
市役所内の減量・資源 化	会議資料の電子化等によるコピー用紙の減量、古紙・ペットボトル・ 廃プラスチックの分別・資源化、各フロアへの分別ごみ箱の設置	市役所内の減量・資 源化 ごみ減量・資源化推 進宣言店制度	会議資料の電子化等によるコピー用紙の減量、古紙・廃棄文書・ペッ トボトルの分別・資源化 資源の回収促進、再生品の使用・販売等に取り組む店舗・事業所を「ス リム・リサイクル宣言の店」として募集、指定(平成5年度から実施)		
市の処理施 設における 源化	ごみ焼却 余熱の利用	焼却余熱エネルギーを蒸気として回収、発電、場内・外にて余熱利 用*(昭和54年度から実施)	市の処理施 設における 資源化	ごみ焼却 余熱の利用	焼却余熱エネルギーを蒸気として回収、発電、場内・外にて余熱利 用*(昭和54年度から実施)
	不燃・粗大ごみからの 資源回収	不燃・粗大ごみから金属・ガラス等の有価物の回収資源化(昭和55 年度から実施)		不燃・粗大ごみから の資源回収	不燃・粗大ごみから金属・ガラス等の有価物の回収資源化(昭和55 年度から実施)

見直し案

第5章 これからのごみ処理

第1節 収集・運搬計画 (P50)

分別区分は、7種12分類を基本としますが、今後の本市のごみ処理状況を踏まえ必要に応じて変更を検討していきます。平成29年4月より本格実施している「使用済小型家電」は引き続き、拠点回収、ピックアップ回収していきます。

令和8年度より、東部総合処理センター破砕選別施設の稼働に合わせて、分別区分、収集形態、収集回数を見直します。また、令和4年4月1日に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）」により、製品プラスチックを「プラスチック資源」として「その他プラ」と一括回収します。

人口減少や高齢化社会への移行により、社会情勢が変化しており、高齢者等がごみを排出しやすい環境をつくるため、表5-1に示す令和8年度の分別区分の見直しに合わせ、「その他不燃ごみ」「缶・ペットボトル」「プラスチック資源」は共通指定袋、びんのみコンテナ収集とします

表5-1 令和8年度からの生活系ごみ分別区分

	新分別収集区分	収集形態	対象品目	収集回数
ごみ	もやすごみ	指定袋	生ごみ・プラスチック製品・皮革・ゴム類・再資源化できない紙、布等	週2回
	その他不燃ごみ	共通指定袋	小型複合製品・傘・小型家電、陶磁器・小型金属製品・ガラス製品・スプレー缶・電池・蛍光灯等、 <u>指定袋に入るもので、かつ5kg未満のもの</u>	週1回
	粗大ごみ	現物のまま	家電品（家電4品目除く）・家具類・寝具類・ <u>その他不燃ごみの指定袋に入らないもので、かつ5kg以上のもの</u>	随時
資源	缶・ペットボトル	共通指定袋	<u>スチール缶・アルミ缶・ペットボトル</u>	週1回
	びん	コンテナ	<u>ガラスびん</u>	月2回
	資源（紙資源等）	紐十字縛り 共通指定袋	新聞・紙パック・ダンボール・古着・雑誌・チラシ・雑紙・紙箱・紙袋等	週1回
	プラスチック資源	共通指定袋	容器包装プラスチック <u>製品プラスチック（プラ単一素材かつ長さ50cm未満）</u>	週1回

現行

第5章 これからのごみ処理

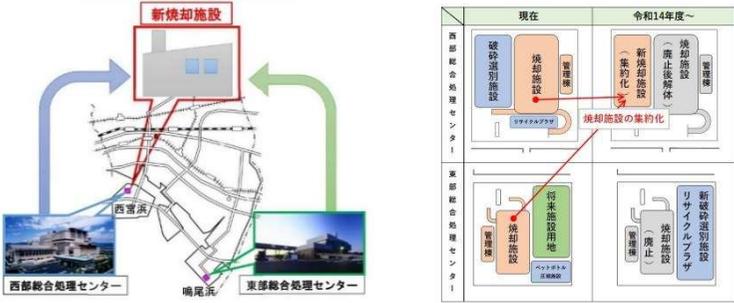
第1節 収集・運搬計画 (P50)

分別区分は、7種12分類を基本としますが、今後の本市のごみ処理状況を踏まえ必要に応じて変更を検討していきます。平成29年4月より本格実施している「使用済小型家電」は引き続き、拠点回収、ピックアップ回収していきます。~~また、国の施策により新たな分別区分が必要になれば、適切に対応していきます。~~

~~収集・運搬にあたっては、効率的な収集・運搬体制を検討していきます。~~

人口減少や高齢化社会への移行により、社会情勢が変化しており、高齢者等がごみを排出しやすい環境をつくるため、~~もやさないごみ、ペットボトルで採用している~~コンテナ収集とします ~~などの収集方式の見直し検討を行います。~~

(新規)

見直し案	現行
<p>第2節 中間処理計画 (P52)</p> <p>1. 中間処理の現況と方向性 (P52)</p> <p>可燃ごみは、西部総合処理センター、東部総合処理センターの焼却施設の2施設体制で焼却処理を行っており、安定的に可燃ごみの処理を継続するとともに、環境負荷低減のために焼却余熱を利用した発電や蒸気の供給を行っています。<u>また、ごみの減量に伴い、効率よく焼却、熱利用を行うため、2施設ある焼却施設を1施設に集約する方向で整備を計画します。(図5-1参照)</u></p> <p>不燃ごみ、粗大ごみは、西部総合処理センターの破碎選別施設で、鉄、非鉄、ガラスなどを資源物に選別、<u>ペットボトルは東部総合処理センターのペットボトル圧縮施設で選別・圧縮を行い、資源化に取り組んでいます。また、令和8年度から供用を開始する東部総合処理センター破碎選別施設では、新ごみ分別区分に合わせた施設を整備し、対応した処理ラインで、資源化の取り組みを継続していきます。</u></p> <p><u>令和8年度から分別収集するプラスチック資源についても、その他プラ同様に、民間事業者の施設で選別・圧縮を行い、資源化の取り組みを継続していきます。</u></p> <p>処理施設の更新にあたっては、環境負荷の低減、災害発生時においても処理が継続できるよう強靱な処理施設の整備に留意し、計画します。</p> <p>また、施設の故障時や緊急時に備えて、近隣自治体とごみ処理の相互応援体制を構築します。</p>  <p>図5-1 焼却施設集約化のイメージ</p>	<p>第2節 中間処理計画 (P50)</p> <p>1. 中間処理の現況と方向性 (P50)</p> <p>可燃ごみは、西部総合処理センター、東部総合処理センターの焼却施設の2施設体制で焼却処理を行っており、安定的に可燃ごみの処理を継続するとともに、環境負荷低減のために焼却余熱を利用した発電や蒸気の供給を行っています。</p> <p>不燃ごみ、粗大ごみは、西部総合処理センターの破碎選別施設で、鉄、非鉄、ガラスなどを資源物に選別し、<u>資源化に取り組んでいます。処理困難物の内、スプリングマツトレスについては、西部総合処理センター破碎選別施設で処理を行っていますが、今後の処理については破碎選別施設更新時には検討が必要です。</u></p> <p><u>ペットボトルは東部総合処理センターのペットボトル圧縮施設で選別・圧縮を行い、資源化に取り組みを継続していきます。</u></p> <p><u>その他プラは、民間事業者の施設で選別・圧縮を行い、資源化の取り組みを継続していきます。</u></p> <p>処理施設の更新にあたっては、環境負荷の低減、災害発生時においても処理が継続できるよう強靱な処理施設の整備に留意し、計画します。</p> <p>また、施設の故障時や緊急時に備えて、近隣自治体とごみ処理の相互応援体制を構築します。</p> <p>(新規)</p>

見直し案

2. 中間処理施設整備計画

(1) 整備スケジュール (P52)

安定的・効率的にごみの処理を継続するために、西部総合処理センター、東部総合処理センターの用地で、計画的に更新整備します。図5-2に令和31年度までの整備スケジュールを示します。

数字は稼働後年数を示す

施設名	計画期間																																				
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31						
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049						
西部総合処理センター																																					
現焼却施設	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	旧焼却解体																							
リサイクルプラザ	20	21	22	23	24	25	26	新破砕選別に集約																													
現破砕選別施設	22	23	24	25	26	27	28																														
↓											焼却施設集約																										
新焼却施設	方針決定			調査・計画			建設工事			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18										
東部総合処理センター																																					
現焼却施設	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	廃止																							
将来施設用地																																					
PET圧縮施設	19	20	21	22	23	24	25	新破砕選別に集約																													
↓											統合																										
新破砕選別施設	調査・計画			建設工事			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24							
リサイクルプラザ																																					

図5-2 整備スケジュール

(2) 施設整備方針 (P52)

施設の整備の際には、ごみ排出量やごみ質の変化、環境負荷の低減、リサイクルの推進、維持管理、災害等をふまえ、計画します。可燃ごみ、不燃・粗大ごみの処理施設の整備の方針を示します。図5-4に目標年次(令和10年度)(2028)の処理施設の配置を示します。

現行

2. 中間処理施設整備計画

(1) 整備スケジュール (P50)

安定的・効率的にごみの処理を継続するために、西部総合処理センター、東部総合処理センターの用地で、計画的に更新整備します。図5-1に整備スケジュールを示します。

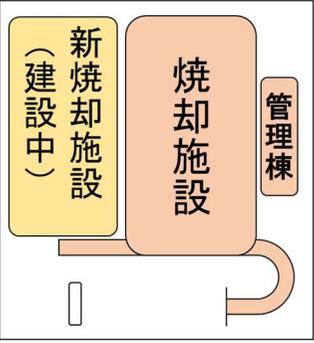
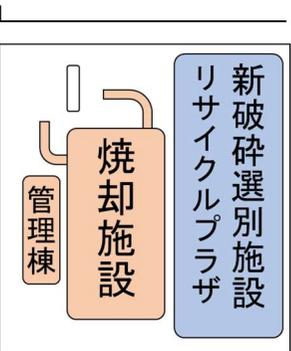
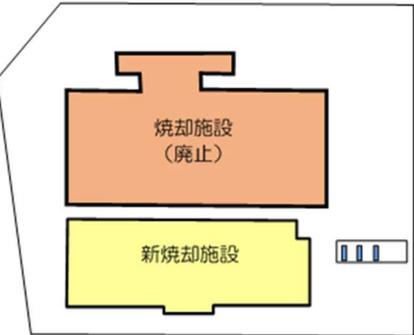
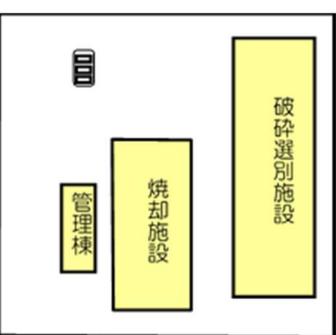
施設	平成			令和												
	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			
	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)			
西部総合処理センター																
焼却施設	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				
破砕選別施設	平成9年9月竣工			22	23	24	25	26								
↓				施設計画・調査				工事								
新焼却施設								1								
東部総合処理センター																
焼却施設	平成24年12月竣工			5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
将来施設用地				施設計画・調査				工事								
破砕選別施設								2			3	4	5			
↑								統合								
ペットボトル圧縮施設	平成12年10月竣工			16	17	18	19	20	21	22	23					

図5-1 整備スケジュール

(2) 施設整備方針 (P54)

施設の整備の際には、ごみ排出量やごみ質の変化、環境負荷の低減、リサイクルの推進、維持管理、災害等をふまえ、計画します。可燃ごみ、不燃・粗大ごみの処理施設の整備の方針を示します。図5-2に目標年次(平成40年度)(2028)の処理施設の配置を示します。

見直し案	現行
<ul style="list-style-type: none"> • 可燃ごみの処理施設 西部総合処理センター焼却施設は、<u>老朽化が進行しており、更新が必要です。</u> <u>そのため、同一敷地内に、現在 2 施設ある焼却施設を集約した新焼却施設を、令和 14 年度の稼働を目標に整備します。</u> 東部総合処理センター <u>焼却施設</u>は、<u>新焼却施設稼働に伴い廃止する予定です。</u> • <u>その他</u>不燃ごみ・<u>缶</u>ペットボトル・<u>びん</u>・粗大ごみの処理施設 西部総合処理センター <u>破碎選別施設</u>と、<u>ペットボトル圧縮施設</u>は、<u>両施設とも老朽化が進行しており、更新が必要です。</u> <u>そのため、東部総合処理センター将来施設用地に、新破碎選別施設を令和 8 年度の稼働を目標に整備します。</u> <u>図 5-3 に新破碎選別施設の完成予想図を示します。</u> • <u>ペットボトルの処理施設</u> (削除)  <p>図 5-3 東部総合処理センター破碎選別施設完成予想図</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 可燃ごみの処理施設 平成 9 年 9 月に竣工した西部総合処理センター焼却施設は平成 39 年度まで稼働させる予定です。その代替施設として、西部総合処理センター破碎選別施設跡地に新焼却施設を平成 40 年度の稼働を目標に整備します。本市の可燃ごみの処理に適し、環境に配慮した処理方式を選択し、施設を整備します。 平成 24 年度に稼働した東部総合処理センターは、目標年度の平成 40 年度に稼働後 16 年を経過することから、延命化の検討を行う必要があります。 • 不燃ごみ・粗大ごみの処理施設 平成 9 年 9 月に竣工した西部総合処理センター破碎選別施設は平成 35 年度まで稼働させます。その代替施設として、東部総合処理センター将来施設用地に新破碎選別施設を平成 36 年度の稼働を目標に整備します。同施設は最新の選別機器の導入等、資源物を効率よく回収できる施設として整備します。 • <u>ペットボトルの処理施設</u> ペットボトル圧縮施設は、老朽化が進行しており、更新が必要です。東部総合処理センター破碎選別施設に集約し、整備します。 (新規)

見直し案	現行
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">  <p>新焼却施設 (建設中)</p> <p>焼却施設</p> <p>管理棟</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">  <p>管理棟</p> <p>焼却施設</p> <p>新破碎選別施設 リサイクルプラザ</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">西部総合処理センター</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">東部総合処理センター</div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">  <p>焼却施設 (廃止)</p> <p>新焼却施設</p> <p>管理棟</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">  <p>管理棟</p> <p>焼却施設</p> <p>破碎選別施設</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">西部総合処理センター</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">東部総合処理センター</div> </div>
<p>図 5-4 目標年次（令和 10 年度）（2028）の処理施設配置</p> <p>(3) 広域処理 (P54)</p> <p>施設整備の検討にあたり、国のごみ処理広域化の方針等に基づき、広域化計画の可能性について検討するために、次期処理施設の整備時期が近いことや地理的条件を踏まえ、芦屋市と広域処理の可能性について協議・検討した結果、<u>単独整備することになりました。</u></p>	<p>図 5-2 目標年次（令和 10 年度）（2028）の処理施設配置</p> <p>(3) 広域処理 (P52)</p> <p>施設整備の検討にあたり、国のごみ処理広域化の方針等に基づき、広域化計画の可能性について検討するために、次期処理施設の整備時期が近いことや地理的条件を踏まえ、芦屋市と広域処理の可能性について協議、検討を進めていきます。</p>